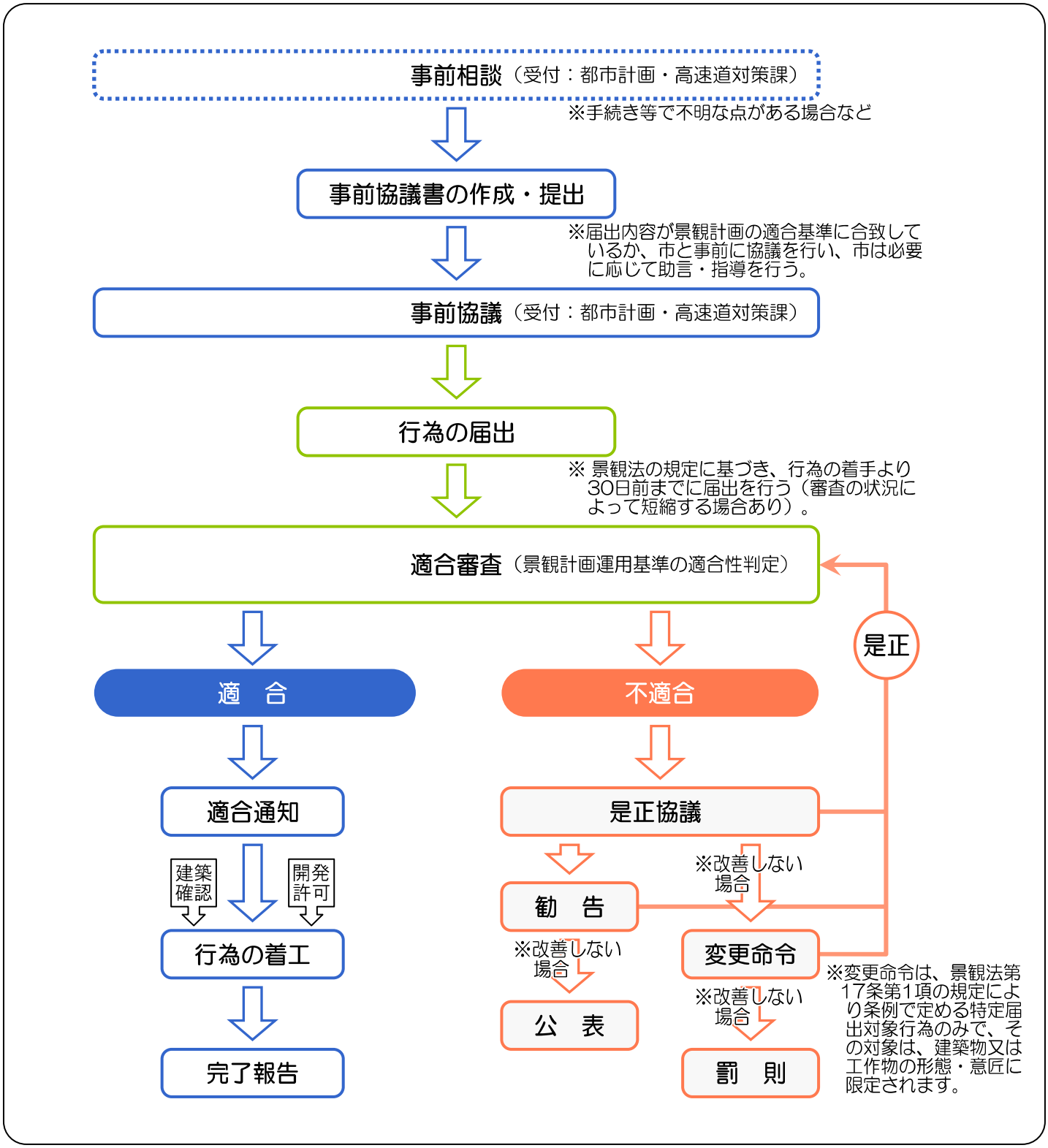
事前相談（受付：都市計画・高速道対策課）
※手続き等で不明な点がある場合など
事前協議書の作成・提出
※届出内容が景観計画の適合基準に合致しているか、市と事前に協議を行い、市は必要に応じて助言・指導を行う。
事前協議（受付：都市計画・高速道対策課）
行為の届出
※ 景観法の規定に基づき、行為の着手より30日前までに届出を行う（審査の状況によって短縮する場合あり）。
適合審査（景観計画運用基準の適合性判定）
是正
適　合
不適合
適合通知
建築確認
開発許可
行為の着工
完了報告
是正協議
※改善しない場合
勧　告
※改善しない場合
公　表
変更命令
※改善しない場合
罰　則
※変更命令は、景観法第17条第1項の規定により条例で定める特定届出対象行為のみで、その対象は、建築物又は工作物の形態・意匠に限定されます。